

環境省

《環境省》

表 18-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成23年度環境省政策評価実施計画（平成23年4月1日策定） 平成23年5月17日一部変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：40目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 18-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式：3件 (新設規制) 〔表 18-3-ア〕 ≪5件≫ 〔表 18-3-イ〕	規制の新設は有効	3	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	3 ≪5≫		
	事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表 18-3-ウ〕	平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望として妥当	5	平成24年度税制改正（租税特別措置）要望を行うこととした	5		
	事業評価方式：3件 (個別公共事業) 〈平成 22 年度新規採択：1件〉 〔表 18-3-エ〕 〈平成 23 年度新規採択：2件〉 〔表 18-3-オ〕	事業の実施は有効	3	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	3		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：40件 〔表 18-3-カ〕	施策の改善・見直し	40	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）	40	
					【改善・見直し】		
					概算要求に反映		32
					機構・定員要求に反映		5
					定員要求に反映		5
政策の一部の廃止、休止又は中止	8						
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) ≪ ≫は、平成 22 年度に評価結果が公表され、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 18-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月5日及び11月25日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 18-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
環境影響評価法施行令の一部を改正する政令	
1	法対象事業に風力発電事業を追加
2	法的関与要件に交付金事業を追加
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
3	有害物質貯蔵指定施設についての規定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(1)参照。

- (2) 以下の5政策は、その結果を平成22年度に事前評価書として公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果を政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして掲載。

表 18-3-イ 規制を対象として平成22年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
1	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設
2	有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設
3	有害物質使用特定施設等に係る改善命令等の創設
4	有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
5	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加(指定物質の規定)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日及び10月27日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 18-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	P C B汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長
2	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(延長)
3	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)
5	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(3)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成22年度に新規採択を要求している公共事業1事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成23年6月27日に「平成22年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（PCB廃棄物処理施設整備事業）」として公表。

表 18-3-エ 個別公共事業を対象として事前評価した政策（平成22年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	PCB廃棄物処理施設整備事業（1事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表18-4-(4)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成23年度に新規採択を要求している公共事業2事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成23年4月15日及び10月6日に「平成23年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）」及び「平成23年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）」として公表。

表 18-3-オ 個別公共事業を対象として事前評価した政策（平成23年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（1事業）
2	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（1事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表18-4-(5)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、平成22年度に行った以下の40目標を対象として事後評価を実施し、平成23年10月14日に「平成22年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 18-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

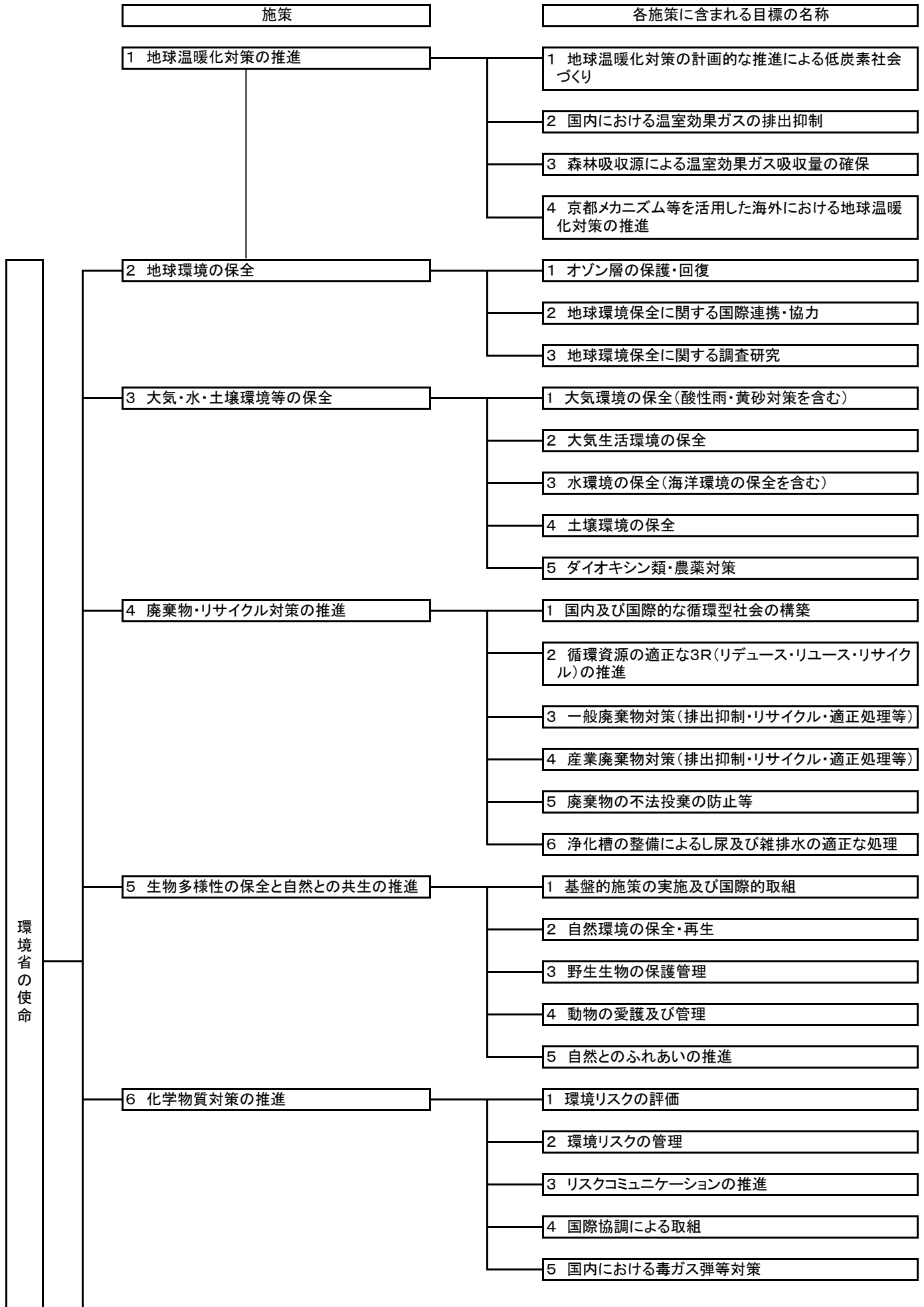
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
重点的評価対象施策		
1 地球温暖化対策の推進		
1	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	改善・見直し
2	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	改善・見直し
3	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	改善・見直し
4	目標1-4 京都メカニズム等を活用した海外における地球温暖化対策の推進	改善・見直し
3 大気・水・土壌環境等の保全		
5	目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	改善・見直し
6	目標3-2 大気生活環境の保全	改善・見直し
7	目標3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	改善・見直し
8	目標3-4 土壌環境の保全	改善・見直し
9	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	

10	目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	改善・見直し
11	目標 5-2 自然環境の保全・再生	改善・見直し
12	目標 5-3 野生生物の保護管理	改善・見直し
13	目標 5-4 動物の愛護及び管理	改善・見直し
14	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	改善・見直し
8 環境・経済・社会の統合的向上		
15	目標 8-1 経済のグリーン化の推進	改善・見直し
16	目標 8-2 環境に配慮した地域づくりの推進	改善・見直し
17	目標 8-3 環境パートナーシップの形成	改善・見直し
18	目標 8-4 環境教育・環境学習の推進	改善・見直し
9 環境政策の基盤整備		
19	目標 9-1 環境基本計画の効果的実施	改善・見直し
20	目標 9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	改善・見直し
21	目標 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発	改善・見直し
22	目標 9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実	改善・見直し
その他の政策		
2 地球環境の保全		
23	目標 2-1 オゾン層の保護・回復	改善・見直し
24	目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力	改善・見直し
25	目標 2-3 地球環境保全に関する調査研究	改善・見直し
4 廃棄物・リサイクル対策の推進		
26	目標 4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築	改善・見直し
27	目標 4-2 循環資源の適正な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	改善・見直し
28	目標 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	改善・見直し
29	目標 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	改善・見直し
30	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	改善・見直し
31	目標 4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	改善・見直し
6 化学物質対策の推進		
32	目標 6-1 環境リスクの評価	改善・見直し
33	目標 6-2 環境リスクの管理	改善・見直し
34	目標 6-3 リスクコミュニケーションの推進	改善・見直し
35	目標 6-4 国際協調による取組	改善・見直し
36	目標 6-5 国内における毒ガス弾等対策	改善・見直し
7 環境保健対策の推進		
37	目標 7-1 公害健康被害対策（補償・予防）	改善・見直し
38	目標 7-2 水俣病対策	改善・見直し
39	目標 7-3 石綿健康被害救済対策	改善・見直し
40	目標 7-4 環境保健に関する調査研究	改善・見直し

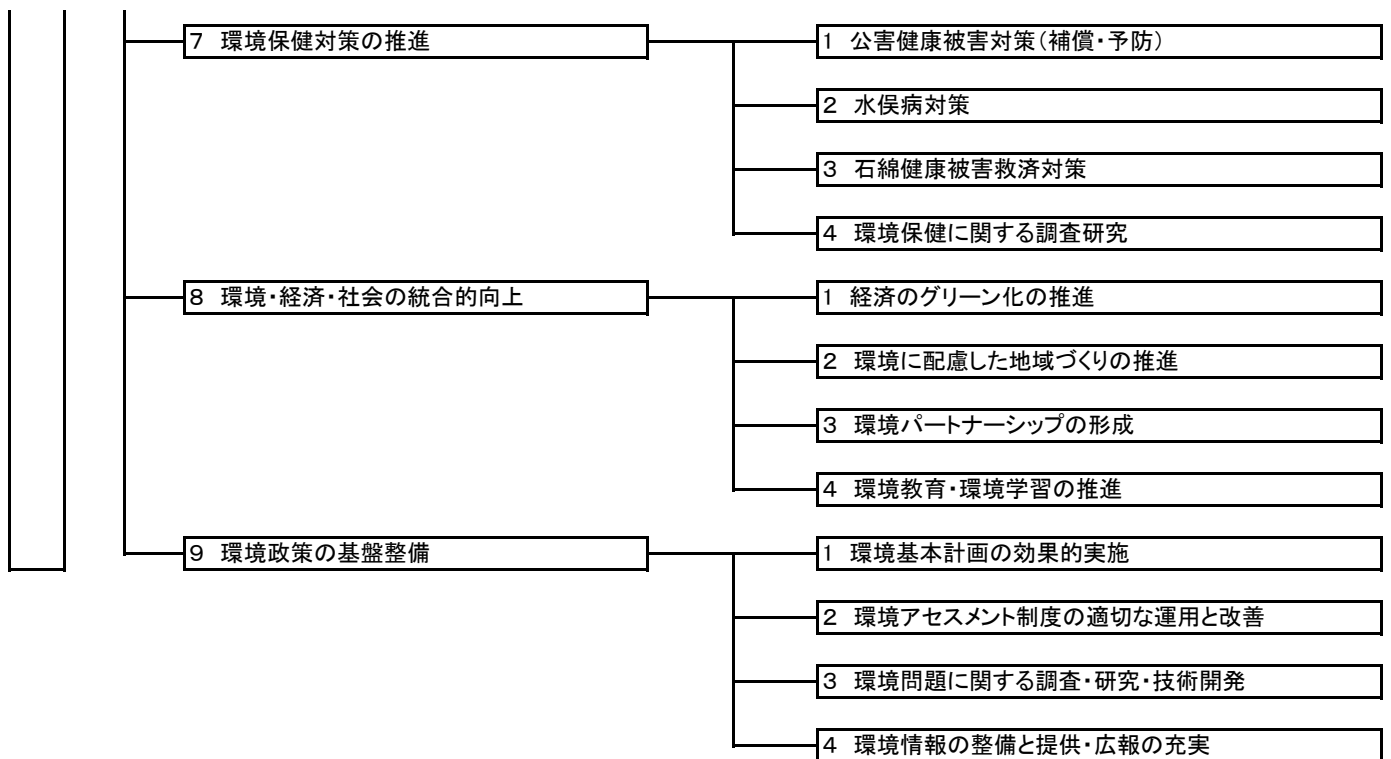
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 18-4-(6) 参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h24/seisaku-taiou.pdf>)参照

